

『市政に於ける委員会制及び支配人制』（市政調査資料 第16号）

東京市政調査会〔編〕

東京市政調査会刊 / 1928年 / 菊判 / 159頁 / 図書番号 OA-0184

本書は、アメリカの市政改革のなかでも顕著な組織改革の動きであるコムミッション制度（委員会制度）とシティ・マネージャー（市支配人）制度を紹介している。

コムミッション制度の原則とするところは、かなり古くからみることができる。それは立法権と行政権とを一つの機関に集中し、その機関を構成する人数をなるべく少數にするもので、植民地時代の自治体の政治組織などは、コムミッション制度とほぼ同じ形態であった。

この制度を、都市行政の新原則として世間に周知させたのは、テキサス州ガルヴェ斯顿市であった。同市では、市長と数人の吏員、12人の市会議員が都市経営を行っていたが、市政は腐敗し、財政は紊乱していた。

1900年に高潮の甚大な被害を受けた際、市の主な実業家で組織された港湾委員会が、市政の根本的改革を志し、市政を5人の実業家で組織する委員会に委託すべきとの請願を州議会に提出した。

請願に基づく法律案は可決され、1901年に法律が公布された。5人の行政委員で組織された委員会は復興事業を進め、しかも財政面でも好成績を示した。後にこの制度を採用したアイオワ州デモイン市では、更に直接参政制度等が加味された。

コムミッション制度は、すべての権力と責任を一ヵ所に集中し、立法と行政の機能を同一の機関に委ねた結果として市政に対する監督批判の機能を失った点、議決機関としての代表が十分でない点等、必ずしも内部の改革を伴わない短所もあるが、従来の都市政治行政組織の大改革であった。

この制度を採用する都市は増加したが、1913年を頂点として、その後減少していった。そして、多くの都市はシティ・マネージャー制度へと進んでいった。ヴァージニア州スタウントン市では、同州憲法の規定によりコムミッション制度を採用することは出来なかったが、1908年に、市会と市参事会の合同会議で選ばれる総支配人（ゼネラル・マネージャー）を置き、従来執行部が持っていた全権限と責任を与える条例を可決した。

また、ニューヨーク州ロックポート市では、スタウントン市の制度を更に進め、コムミッション制度の下にシティ・マネージャーを置く市制制定案を州議会に提出した。この案は可決されなかつたが、1912年にサウスカロライナ州サムター市において、コムミッション制度による市制のもとでのシティ・マネージャー制度が採用され、翌年1月に初のシティ・マネージャー制度を採用したオハイオ州ディトン市において同制度は成功を収め、主に人口10万人以下の中小都市で多く採用されるようになった。

シティ・マネージャー制度においては、条例の制定や予算の編成など政策決定に関する権限は市会が、条例の執行や吏員の任免など事務の執行管理に関する権限は市会が選任する専門的行政家たるシティ・マネージャーが有する。

互いの権限を侵さないことが原則だが、実際には市会が人事行政等マネージャーの権限に立ち入って干渉することや、制度上、政策決定にもマネージャーが参与しており、市会とマネージャーとの関係をいかに律するかが課題とされた。

（山野辺香葉・市政専門図書館司書主任）